

自転車道で平和大通りを快適に

平和大通りに自転車道を整備しています。自転車道が設けられている区間を自転車で利用する際の注意点を確認しましょう。
 岡自転車都市づくり推進課(☎504-2349、☎504-2379)

自転車道を整備

平和大通りの白神社前交差点から白神社東交差点までの自転車道が完成しました。

自転車道とは、縁石などで分離された、自転車専用の通行スペースです。今後も平和大通りの自転車道整備を進めていきます。工事の状況など、詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号
1034138



歩行者も自転車も安全に

自転車道の整備により、歩行者と自転車の安全性や快適性が確保されます。

ご注意を

自転車道が設けられている区間では、自転車は自転車道を双方向に通行(左側通行)することになります。歩道と車道は通行できません。

自転車道を通行する際の注意点

注意

自転車道の始点では▶

自転車は歩道へ進入してはいけません(歩行者は自転車道へ進入してはいけません)



◀自転車道の終点では

歩道への接続箇所は、歩行者に気を付けながら通行(徐行)してください(歩行者優先)



バス停では▶

バス利用者が横断するための横断歩道があります。歩行者がいる場合は一時停止してください(歩行者優先)

5/17(土)

見て、聞いて、体験して、マナーアップ!

自転車マナーアップフェスタ 10:00~16:00

誰もが自転車のルールやマナーなどについて身近に感じることができるよう、警察や民間企業などと連携して「見て・聞いて・やって実感」をテーマにイベントを開催します。

【会場】イオンモール広島祇園(安佐南区祇園三丁目2-1)
 【内容】●スタントマンによる自転車事故再現(右写真①) ●交通ルール・マナーに関する企画展示 ●自転車の「ながらスマホVR体験」 ●プロ自転車

ロードレースチーム「ヴィクトワール広島」の選手によるサイクルレッスン(同②) ●事業者によるシェアモビリティ*や自転車保険の紹介 など
 ※自転車などを複数の利用者で共有して利用できるサービス



詳しくは、市ホームページで
 市HP ページ番号 1039307



消費生活相談員を知っていますか

消費生活センターには、「商品」や「サービス」の契約などに関するトラブルについて、多くの相談が寄せられています。その相談にあたる消費生活相談員の業務内容について紹介します。

岡消費生活センター(☎225-3329、☎221-6282)

消費者トラブルの相談受付時間

【受付時間】10:00~18:00 ※事業者からの相談は受け付けていません

【場所】アクア広島センター街8階(中区基町6-27)

【相談専用電話】☎225-3300

【休館日】(火)、(日)、(祝)、(休)、12月29日~1月3日 市HP ページ番号 1003077



身近に相談できる窓口

相談は資格を持つ消費生活相談員が対応し、内容に応じた助言や情報提供などを行っています。

解決に向けて一緒に考え、支援します。消費生活で困ったときは同センターにご相談ください。

消費生活相談員になりませんか

●消費生活相談員資格試験(国家資格)

【受付期間】6月16日(月)~7月31日(木)

【試験日】10月18日(土)

●消費生活アドバイザー試験

(消費生活相談員資格試験を兼ねる)

【受付期間】7月1日(火)~8月31日(日)

【試験日】10月4日~12日の(土)、(日)のいずれか

詳しくは、市ホームページで

市HP ページ番号
1006607



インタビュー
interview

市消費生活センター
消費生活相談員・
おやま
小山さん



前職は自治体職員として消費生活センターでも勤務していたことがあり、いつかは相談員として働いてみたいと思っていた小山さん。在職中に資格を取り、退職後に相談員となりました。仕事の魅力や向き合い方などについて話を聞きました。

日常生活に欠かせない「契約」

普段生活する中で、商品を買ったり電気・水道を使用して料金を支払ったり、私たちはさまざまな契約をしながら生活しています。

相談員として仕事をする中で、いろいろな事に関心を持つことができ、その都度、何に気を付け、どこに落とし穴があるのかが分かってきました。自分が意識して生活することで、自分のためにも人のためにもなります。

また、消費生活トラブルの最新情報

小山相談員からの「ワンポイントアドバイス」

ネット通販を利用する際は、広告や購入の最終確認画面をスクリーンショットで残しておくことで安心です

広告の「1回限り」や「いつでも解約可能」という言葉には要注意。解約条件などもしっかり確認しましょう



などについても知識を増やすよう努力しています。

相談者へは、知識・経験を生かし、助言や解決に向けた後押しをします。

事実を聞き、気持ちに寄り添う

相談員の仕事は相談者と同じ方向を向き、一緒に考えながらトラブル解決を目指す仕事です。

すぐに解決策を教えてほしいとよく言われますが、まずはトラブルになった原因を確認し問題点を整理するため、「事実」を聞く必要があります。丁寧に話を聞き「気持ち」に寄り添いながら、本音で相談してもらえるような信頼関係を築くことを心掛けています。「困っている人を助けたい！」

という思いがあれば、やりがいがあり社会の役に立てる仕事です。

1人で悩まず相談を

相談することでトラブルを未然に防止できたり、解決につながったりすることもあります。秘密は厳守されますので、ぜひ、気軽に相談してください。

